

LGデジタルサイネージ出張修理サービス利用規約

LG Electronics Japan株式会社(以下「当社」といいます)は、LG製デジタルサイネージ(以下「サイネージ」といいます)をお買い上げいただいたお客様のうち、LGデジタルサイネージ出張修理サービス契約(以下「本サービス」といいます)を締結いただいたお客様に対して、以下の条件にしたがって本サービスを提供します。

第1条(本サービスの概要)

本サービスは、サイネージの標準保証のセンドバック修理を出張修理にすることができる有償サービスとなります。さらに、標準保証期間の3年を1年または2年延長することができる有償サービスとなります。

第2条(本サービスの申し込み)

- 本サービスの提供を希望するお客様は、当社所定のLGデジタルサイネージ出張修理サービス登録シート(以下「登録シート」といいます)に必要事項を記入のうえ、注文書と合わせて当社へ送付し本サービスの申込みを行ってください。
尚、登録シートは、弊社ホームページからダウンロードいただけます。
- 当社は、お客様より受領した前項の登録シートと注文書の内容を確認したうえで「LGデジタルサイネージ出張修理サービス保証書」(以下「サービス保証書」といいます)を送付するものとします。
サービス保証書がお客様に受領された時点をもって、本サービスの契約が成立するものとします。
- お客様は、サイネージのご購入日から30日以内に申し込むものとします。

第3条(本サービスの利用による修理依頼)

- 通常の使用状態においてサイネージに故障・不具合(以下「故障等」といいます)が発生した場合、お客様は当社のカスタマーセンターにご連絡してください。
- 当社のカスタマーセンターのスタッフが修理技術者を手配いたします。
- 当社の修理技術者と修理のご訪問日の調整をしていただきます。

第4条(本サービスの作業手順)

- お客様のサイネージの設置場所に、修理技術者を派遣してサイネージの点検・調整・修理を行います。
- サイネージの取り付け/取り外しは当社で行いますが、第6条2項に定める設置場所の条件等によりお客様側をお願いする場合があります。
- サイネージ上で稼働するファームウェアがバージョンアップされている場合は、そのバージョンアップ後のファームウェアをインストールする場合があります。

第5条(本サービスの提供時間)

- 本サービスの提供時間は、次のとおりとします。
平日(月曜日～土曜日)の9時00分から18時00分までとします。
日曜日、祝日および年末年始休暇等、当社の定める休日は、本サービスの提供時間に含まれません。
- 土曜日の本サービスの提供は、設置場所により行えない場合があります。

第6条(適用除外)

- 次の各項に該当する作業及び故障等は、本サービスによる無償修理の対象外とします。
 - 次の事由に起因するサイネージの故障等
 - 取扱以上の不注意または誤用もしくは不十分な電源や特殊環境下での使用など、お客様の故意または過失による故障等
 - 当社および当社が指定する者以外の第三者による改造、分解、修理等による故障等
 - 当社が指定する部品または消耗品以外の使用による故障等
 - 火災、風水害、地震、落雷等の天変地異その他これに類する災害による故障等
 - 寿命部品や消耗品の自然消耗、摩耗、劣化などにより部品の交換が必要な場合
(例：残像現象や輝度の低下等の液晶及びバックライトの経時による劣化、電池やファンの交換等)
 - 電池の液漏れ、または、指定規格外の電池の使用による故障・損傷
 - サイネージに接続している機器、ケーブルおよび消耗品に起因するサイネージの故障・損傷
 - サイネージに付属するリモコン、ケーブル、電池等の付属品の修理・交換・供給
 - サイネージに接続されるパソコン・周辺機器等の点検・調整・修理
 - サイネージに接続されるパソコン・周辺機器等のソフトウェアの操作方法等の問い合わせ
 - アプリケーションソフトウェアのバグ・不具合の修復
 - サイネージの故障等による取り付け/取り外し作業および費用
 - その他当社が指定するもの
- 次の各項に該当する場合、取り付け/取り外しはお客様作業となります。
 - 取扱説明書に記載されている設置、据付条件を満たしていない場合
 - 標準的な工具で取り付け/取り外し作業ができない場合
 - 取り付け金具が当社純正もしくは当社が指定する推奨メーカー製でない場合
 - サイネージ画面の中心と床面との高さが1.8メートルを超える位置に取付けられている場合
 - 本体にタッチパネルカバーなどが装着されている場合
 - サイネージの搬入/搬出経路に障害があり、搬入/搬出が困難な場合
 - サイネージ設置場所に取り付け/取り外し用の脚立/リフター等の設置ができない場合
 - カメラ機器などがサイネージ近辺に設置されていてサイネージの取り付け/取り外しができない場合、その機器の取り付け/取り外しはお客様作業となります
- 当社が次の各号に該当する作業を実施する場合、当社はこれに要した費用をお客様に請求することができます。
 - サイネージが離島(北海道・本州・四国・九州・沖縄本島及びこれらと陸路で通える島を除いた島)及び離島に準ずる遠隔地に設置されている場合の修理技術者の交通費および宿泊費
 - 第5条に定める本サービスの提供時間外における本サービスの提供

第7条(交換部品の所有権)

第4条第1項の点検・調整・修理時にサイネージの部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は当社に帰属します。

第8条(本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、サービス保証書に記載される期間(3年間、4年間または5年間)とします。

第9条(本サービスの料金)

- お客様はご契約いただいた本サービス料金を販売店にお支払いください。
- 本サービスが第15条3項または第17条により第8条に定める提供期間の満了前に終了・中止された場合であっても、当社は、お客様に本サービスの料金を返金しません。

第10条(本サービスの対応不可時の対応)

- 当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合、お客様と協議の上、当社の選択により以下のいずれかの対応をさせていただきます。
- ・本サービスの料金の返金(提供期間満了日までの残存日数を日割りした額の返金)
 - ・本サービスの対象となっているサイネージと同等機種への交換
(機種変更した場合でも本サービスの提供期間を継承します)

第11条(本サービスに対する協力)

- お客様は、当社が本サービスを提供するにあたり、必要と判断したデータ及び情報等を、当社に提供するものとします。
- お客様は、当社が本サービス実施のため、サイネージの設置場所へ立ち入ることを承諾するとともに、修理技術者が本サービスに係る作業を行うために必要となる作業場所を無償で提供するものとします。
- お客様は、登録シートに記載した対象機器の設置場所を変更する場合、すみやかに当社へ届出るものとします。

第12条(賠償責任)

当社は、本サービスの提供に際して当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、次の各号に定める範囲でのみその損害を賠償する責任を負います。

- 1) 当社の故意または重過失による場合：当該損害の全額
- 2) 当社の軽過失による場合：現実かつ直接に発生した通常の損害(特別損害、逸失利益、間接損害および弁護士費用を除く。)の範囲内とし、かつ1万円を上限とします。

第13条(第三者への再委託)

当社は、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができます。

第14条(秘密の保持)

当社およびお客様は、本サービスに関連して知り得た相手方の情報を、書面による相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、本サービス履行の目的以外に使用し、または第三者に使用させる等の行為をしてはならないものとします。ただし、当社は、自らの再委託先にお客様の情報を開示し、使用させることができます。

第15条(反社会的勢力の排除)

- 1) 当社およびお客様は、自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)でないことおよび今後も反社会的勢力に属さないことを表明・保証します。
- 2) 当社およびお客様は、本サービスに関連して、次の各号の一に該当する行為をしてはならないものとします。
 - 1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、もしくは相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと、または偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - 2) 反社会的勢力である第三者をして前号の行為を行わせること
 - 3) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
- 3) いずれかの当事者が本条に違反した場合、相手方当事者は催告を行うことなく本サービスを終了させることができます。

第16条(権利譲渡等の禁止)

お客様は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本利用条件に基づく一切の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または承継させてはならないものとします。

第17条(本サービスの中止)

- 1) サイネージの破損、滅失等が甚だしく、本サービスの実施が不相当であると客観的に判断される場合、サービス期間中といえども、当社はお客様に対してその旨を通知することにより、本サービスの提供を中止することができます。
- 2) お客様が本利用規約に違反した場合、サービス期間中といえども、当社は何らの通知催告を行うことなく、本サービスの提供を中止することができます。
- 3) 前2項に基づく本サービスの提供の中止に関し、当社は何らの責任も負いません。

第18条(不可抗力免責)

天変地異、暴動、ストライク、輸送機関の事故、その他の不可抗力または不可抗力に準じた当社の責に帰することのできない事由により本サービスの全部または一部につき履行遅滞または履行不能が生じた場合、当社はその責を負いません。

第19条(紛争解決)

- 1) 本利用条件に定めのない事項または本利用条件の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえこれを解決します。
- 2) 前項の協議によって解決を図ることができない場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

出張修理サービスお申込み先

LG エレクトロニクスジャパン カスタマーセンター
050-3188-3999

【受付時間】9:00 - 18:00 (日曜・祝日及び年末年始など当社指定日を除く)